

第 120 回 消費者安全調査委員会 議事要旨

■日 時：令和 4 年 8 月 25 日（木）9:58～12:19

■場 所：共用第 3 特別会議室（Web 会議システム併用）

■出席者（敬称略）

<消費者安全調査委員会>

委員長：中川丈久

委員：持丸正明、小川武史、河村真紀子、澁谷いづみ、水流聡子、中原茂樹

専門委員：木村哲也、阪本雄一郎、鈴木弘彦、内田良、北村光司

<消費者庁>

片岡政策立案総括審議官、大森消費者安全課長、池田事故調査室長、事故調査室員

■議事次第：

1. 開会
2. 消費者安全調査委員会の今後に関する検討について
3. 個別事案について
 - (1) 選定事案
 - (2) 申出事案
4. 閉会

■議事概要：

1. 開会
2. 消費者安全調査委員会の今後に関する検討について

○中川委員長 では、定刻となりましたので、ただいまより第 120 回「消費者安全調査委員会」を開催いたします。委員の皆様方におかれましては、御多忙の中、御出席をいただき、ありがとうございます。

本日の議事、最初は、「消費者安全調査委員会の今後に関する検討について」の審議です。当委員会が本年 9 月末で活動 10 年目の節目を迎えることから、10 月からの第 6 期以降の委員会の在り方を検討し、議論を続けております。最終まとめとして成果物を公表する予定ですが、本日はその本文を固めるための審議をしたいと思います。

それでは、事務局から資料の説明をお願いいたします。

○担当補佐 よろしくお願ひいたします。

まず、お配りしている資料ですが、通しページ 1 ページ目が報告書本体のポイントをまとめたものになります。通しページ 2 ページ以降が報告書本体でして、通しページ 32 ページに参考資料（案）という形で目次だけつけさせていただいておりますけれども、報告書本体に加えて、幾つか参考資料も御用意したいと思っておりますので、その事務局の案

も今、お示ししているところでございます。

報告書の内容について、主に1枚目のポイント紙に沿って御説明させていただきたいと思っております。

まず、報告書本体では、第1章として、設立に関する経緯について記載しております。このポイント紙の中では一番上のところ、10年を通じ、消費者事故全般を対象とする事故調査機関という困難な組織モデルを目指し、課題はあるが概ね実現と書いてありますが、こういう消費者事故全般を対象とする事故調査機関として設置されたという経緯を書いてございます。

また、本文では第2章に当たりますけれども、10年間の主な活動実績として、4月までで調査対象として選定したものが22件、うち申出を契機としたものが13件。報告書の公表に至ったものが19件。こちらは、年平均2件公表のペースであった。また、平均調査期間としては19か月であったということも記述させていただいております。また、報告書の内容について不足があるという御指摘は、これまで受けていることはないのですが、調査期間については長いのではないかという指摘もありまして、今回報告書の中では、その要因についても分析して記載しております。

また、活動の中で、消費者安全法の中には直接規定のないフォローアップ、意見先の行政機関において、意見に対する対応がどのように行われているかということも見てきましたので、そのフォローアップについても記載させていただいております。

また、選定事案の傾向として、特定の個別の事故をきっかけとして選定したものが13件、また類似の事故を含めて、事故全体の類型としてテーマとして選定したものが9件になっております。その中には、複合的な要因による事故であったり、要配慮者、子供や高齢者等に着目した事故であったり、社会に新たに登場した製品やサービスに起因するような事故も取り扱ってきたところがございます。

それから、意見具申については、項目別に見ると192項目の意見を発出してきました。この意見の分類については、様々な分類方法がありますが、今回、1つの参考として、このような分類もさせていただいているところがございます。

それから、2020年12月には、委員会の発信力強化に向けた考え方も取りまとめているので、その後の活動の実績についても整理しているところです。

それから、ポイント紙で言いますと中段になりますけれども、本文で言うと第3章のところ、委員会設立前に事故調査機関としてどのような機関を設置すべきかということが、事故調査機関の在り方検討会のほうで議論されまして、提言が取りまとめられておりますので、左側に記載されていますけれども、大きな5つの提言内容。事故の特性に応じた調査、事故調査機関に求められる属性の確保、刑事捜査と事故調査の遂行の調整、再発防止のための事故調査、被害者等に向き合う調査の実施、これらについて、10年間の活動の中でどのように実現されているかということも検証しております。

右側になりますけれども、全体としては概ね実現できていると検証しておりますが、他方で課題も存在する。1つは、事故現場、いわゆる現地調査のような初動調査が十分でない部分があるのではないかと、事務局体制を含めて、事故調査の専門人材の育成・確保がまだ十分ではない部分があるのではないかと。それから、端緒情報となる事故情報の収集

体制も強化していく必要があるのではないかとということも指摘されているところです。

それから、ポイント紙の下段になりますけれども、本文で言うと第4章になります。今後、第6期以降の消費者安全調査委員会に求められる役割・機能として、1つは、在り方検討会の提言の方向性の維持・強化。それから、委員会の関心領域の拡大・深化。ここには、法制的なルール形成に果たす役割ですとか、事業者と消費者をつないで安全な社会を共創していくという役割も含まれております。それから、消費者安全を普及啓発するための対外的な発信力の強化。それから、実効性を担保するための関係機関等との連携。それから、事故の端緒を把握するための情報収集力、調査分析力の強化ということも盛り込まれているところです。

それから、最後に、今後、このような社会の様々な変化を踏まえまして、委員会で取り扱っていく可能性のある事故の種類として、要配慮者の行動時や消費者の利用時の事故であるとか、新たなサービスに付随した事故。それから、グローバル化の進展に伴う輸入品による事故や、社会経済のデジタル化の進行による事故。それから、持続可能な社会実現に関連した事故や、製品のカスタマイゼーションに起因した事故、関係者の複層化に関連した事故などが、取り上げられる可能性がある事故類型として盛り込まれているところでございます。

私のほうから全体についての説明は以上になります。

委員の皆様は資料を事前にお送りした際に幾つかコメントいただいた点の中では、1つは「安全・安心」という言葉が幾つかあったのですけれども、「安全・安心」という言葉、事故調査機関として「安心」という言葉を使うのが適切かという御指摘もありまして、少し委員会の場で議論させていただきたいというコメントもいただいております。

また、委員会において、どこまで踏み込んだ検討を行っていくべきかということに関連しては、意見先の機関があくまで主体的にリスク分析をして再発防止策に取り組んでいくべきという視点を指摘しておく必要があるのではないかと御意見もいただいておりますので、一部ですが御紹介させていただきます。

事務局のほうからは以上です。

○中川委員長 ありがとうございます。

それでは、意見交換に移りたいと思います。資料1は、いわばポンチ絵、絵ということではありませんが、要旨です。資料2が本文。そして、資料3が今後つけていく参考資料、データ集といったものでございます。どれについても構いませんが、御意見いただきたいと思っております。

最初に、今、御指摘のあった「安全・安心」という言葉についてから、まず、御意見伺いましょうか。たしか法律では「安心・安全」でしたか。

○担当補佐 それで法律によって若干違うのですが、例えば消費者安全法では「安心・安全」という順番で使われています。

○中川委員長 元の案では、法律に書いてあるということで「安心・安全」という1つのキーワードにしていたのですが、私の記憶なので、たしかかどうかわかりませんが、初代の畑村委員長が、たしか安全を確保するためには安心してもらっちゃ困るのだということ

をしきりにおっしゃっていて、なるほどと思った記憶があったので、せめて「安全・安心」とするか、ないしは、我々としては安全かどうかということを検討しているのだから、「安全」だけにするというのもアイデアではないかなということを経務局に申し上げた記憶があります。

この点は特に委員会では議論したことがないので、御意見をいただければと思います。法律どおり「安心・安全」がいいのか、それとも「安全」だけにするのか、ないしは「安心・安全」ですね。

小川委員、お願いします。

○小川委員 小川です。

経済産業省の幾つかの資料は「安全・安心」になっていたのがあって、私の理解は安全が前提としてないと、それに基づく安心であって、両方入れるのであれば「安全」が先だと私は思っています。

以上です。

○中川委員長 ありがとうございます。

河村委員、お願いします。

○河村委員 ありがとうございます。

私は、あえてこの資料では「安心」という言葉を使わないということも1つの選択肢だと思えます。事故調査機関で安全のためにやっているのです。消費者安全法のほうは大きな法律なので、いろいろなことが中に入って、小さい事故のことだけ書いてある法律じゃないと思うので、いろいろなところで「安全・安心」とか「安心・安全」とか使われているとしても、ここではあえて「安全」だけのほうがいいのではないかと私は思っています。

○中川委員長 ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。

今のこの最新バージョンではどのパターンですか。

○担当補佐 「安全」にさせていただいています。

○中川委員長 「安全」だけですね。

水流委員、お願いします。

○水流委員 ありがとうございます。

以前議論があったということで、それは理解しましたけれども、安心という言葉は、消費者というか、サービスを受ける側にとっての感情的なところだと思います。顧客の体験を重視しなければいけないとなっていますので、安心というのは非常に重要なファクターだろうと思いますので、先ほど言われたように、安全を先に出して、安心。あるいは、安全を検討する、調査する仕組みができて、それがあから安心という受け止め方もできると思うので、提供しないといけないのは安心なのかなと思うところもございますので、つけていいのではないかと。つけるなら安全の後ろがいいかなと思っております。

以上です。

○中川委員長 ほかに御意見ございますか。ないようでしたら、取りあえず、今、出てきた中では、「安心・安全」ではなくて、「安全・安心」か「安全」だけ。あとは、文脈もあるかもしれませんが、ここで特に「安心」を書かなくてもいいだろうということもある

るかもしれないし、両方あったほうがいいのではないかというところもあるかもしれませんが。一応、その観点で少しソートというか、検索をかけて、水流委員がおっしゃるような意味で両方あったほうがいいのか、特になくてもいいのか、「安全」だけという感じでいきましょうか。

○担当補佐 そのように検討させていただきます。

○中川委員長 もう一つが、どの程度具体的な意見を委員会で作るべきかを審議したという話です。6ページの真ん中、通しの8ページの真ん中辺りの「委員会が再発防止策を意見具申する際」という箇所ですね。どこまで行うべきかを審議した。これについて、先ほどおっしゃったことは書き込んであるのですね。

○担当補佐 当初、調査あるいは再発防止策を打ち出していくまでの迅速さのようなものも議論の中で指摘されていたので、その部分を取り上げておったのですけれども、迅速さによって踏み込み度合いを検討するというのは少し違って、例えば意見を具体的に書き過ぎると、意見先でそのことのみが実施されてしまう可能性があるということや、あるいは、実際の再発防止策を実施していくに当たって、どのぐらいリスクが残っているかということ、意見先で自主的・主体的に評価して取り組んでいくべきなので、委員会が指摘すべきところはリスクの要因までであって、リスクの低減策の具体的なところについては、意見先の省庁が考えるべきという御意見をいただいているところでございます。

○中川委員長 では、河村委員、お願いします。

○河村委員 ありがとうございます。

私の意見を入れていただいたと思います。それで少し補足させてください。これは、もともとは私が共同代表をしています、新しい事故調査機関実現ネットという事故調ネットで、十数年にわたってパイロットの方たちとかいろいろな関係者と、事故調査とはということで学んできた中から学んだことなのですけれども、最初、航空機事故から来ているのですけれども、事故調査機関は非常にきちんと原因究明を行いますし、それは多岐にわたることがあるわけです。ブレーキだったり、安全システムだったり、ソフトウェアだったりするわけですけれども、ここに事故の要因があった、これを是正しなければならないということはきちんと指摘していきます。

けれども、そこをどう変更するかということには言わない。なぜかという、ここにも書いていただきましたけれども、もしそれを具体的に書いてしまうと、それをやればよいということになってしまいますが、本来は専門家集団であるところは省庁とは限りません。事業者さんとかが本当にリスクアセスメントとして、事故の要因となったと指摘されたところについて、それができるところに下がるまでリスクアセスメントしながら、その部分をやっていかなければならない。そのことを代わりに事故調査機関がやるということではなくて、具体的には所掌している官庁の監督の下で事業者さんが是正していく。そうじゃないと、細かいところを言ってしまうと、かえってそれだけやればよいということにもなってしまいます。

もう一つ、指摘するときに言い切れなかったことは、事故調査機関は、ここでは多分設計とか、そういうことに目が行っていると思うのですけれども、それは事故調査機関がやる要因分析の一つでしかないのです。事故調査機関は、組織要因とか、本当にいろいろ

な複合的なことを見てきて要因を並べていく。あと、要因から導き出された排除すべきリスクを再発防止策に書くわけですがけれども、ここを是正すべきの中にはいろいろなファクターが入ってくるわけです。その中の一つで設計とかがあると思うのですがけれどもね。

それについて、繰り返しになりますけれども、具体的な設計変更とか安全装置の行使時期とか、そういうところは、詳細には事故調査機関は言うべきではない。そのほうが結果的にはリスクのところの是正が行われて、それをフォローアップして、本当に下がっているかを見ることはするべきかもしれませんが、リスクアセスメントをしてリスクを下げていくという実際の行動は、主に当該事業者さんがやって実現していくものだと考えて意見を言うておりますし、その当時の審議でもそのような意見を述べたつもりです。

長くなりましてすみません。

○中川委員長 ありがとうございます。

この点、ほかに御意見ございますか。

どうぞ、澁谷委員、お願いします。

○澁谷委員 澁谷です。

確かにこのところでこういうふうに議論したということは、ぜひ書き留めて入れていただきたいと思います。

今、例えばその事故やテーマを取り上げるかどうかのための実験とか実証というか、そういうもののところで非常に時間がかかったり、どこまで取り上げるための実験や実証をやるかというところの範囲が大変難しい事例が出てきていると思います。ですので、ここはこの表現で、将来的にというか、今もそういう状況に陥っているわけですがけれども、今後、実証実験の在り方というのをどこかでルールづくりをしておかないといけないということをちょっと思いますので、そういうことを加えるなら加えておいてもいいかなと。

ただ、最初のところで取り上げるかどうかを決めるための実験や実証というのは、それをやらなければ取り上げることができないということですので、これは意見具申をするというのと同じぐらい重要なことだと思いますので、そういうこともちょっと念頭に置いておいたほうがいいかなと思いました。

以上です。

○中川委員長 ありがとうございます。今の御指摘は、今、書かれている文章では読みづらいということですか。基本的には事故を取り上げた後のことしか書いていないのですが、取り上げるかどうかについての実証も。

○担当補佐 委員長、すみません。恐らく通しページ6ページの冒頭のほうに、事故発生から選定までのお話を書かせていただいております。もしかすると、この辺りに選定前にも選定すべきかどうかのための調査を行っているということを記載させていただくのがあるかなと思っております。

○中川委員長 2ページ前ですね。通しの6ページでいいですね。そこの話ですね。では、今のはそれでよろしいですか。まず、それを書いて、そこでこういうふうにやるかという問題がある。

河村委員、お願いします。

○河村委員 すみません、今、澁谷委員がおっしゃったところは、私が申し上げた範囲と

はまた別の視点なので、整理いただいたように、選定するところでやるものについては、やるべきとか、やるべきじゃないという意見は、私は全く申し上げていませんし、そこはまた別問題なので。私がここで言いたかったことは、再発防止策において踏み込まないということです。

もう一つ誤解のないように申し上げたいのは、試作はともかくとして、実証するべきじゃないとか、実験するべきじゃないとか、そういうことを言っているのではありません。再発防止策の設計変更に関わり込むということであって、エスカレーターのと時のように、人間が持ち上がるかどうかとか、エスカレーターのベルトの素材で実験しましたが、あれはすごく必要だったし、素晴らしいことだったと思っております。その結果、どういう素材を使って、どのようなベルトにしなければいけないとか、そういうことを言うべきじゃない。

つまり、どのようなとは言えども、そのつくり方とか素材の指定をすべきじゃないという意味なのです。私の主張の趣旨をお分かりいただければと思います。実験は必要な場合は大いにすべきだと思いますし、私が今、言っている実験は、再発防止策とか原因をきちんと究明していく過程での実験のことです。伝わっていますか。

○中川委員長 それは大丈夫だと思います。澁谷委員がおっしゃったのは、通し6ページに取り上げるかどうか。そして、河村委員がおっしゃったのは、報告書をつくるときの、これは通しの8ページの話ですね。それについて、要するに不必要なことまでやって時間を浪費するなということ、このときに審議したような気がします。ですので、河村委員がおっしゃっていることは、現在の通しの8ページの書きぶりです。よろしいですねという確認をすればよろしいわけですね。お願いします。

○河村委員 一言だけつけ加えさせてください。一生懸命説明する余りに、絶対やらないのだと言っているように聞こえたら申し訳ないのですけれども、基本的な考え方として、時間がないからとか、そういう意味じゃない。時間がないからやるべきじゃないということではなくて、そういうことを指摘することは事故調査機関の範囲に入っていない。ただ、それはケース・バイ・ケースによって踏み込んでいくときもあるし、例示として、こういう策もあるのではないかという、より具体的なことを言う場合もあると思います。それは、お送りしたメールの中には全部書いたつもりなのですが、極端に言っていると取られてしまうと困るので。基本理念としてはそうであるということをお知らせしておきたいと思っております。

○中川委員長 ありがとうございます。そのように理解しているつもりです。そのように書かれているというふうにも理解しています。

小川委員、お願いします。

○小川委員 小川です。

技術的な件に関して、河村委員の意見には賛成ですが、私自身は、こうやればいいのというのがすぐに出てきてしまって、そういうことに踏み込んだ発言が委員会の中でも多かったかもしれませんが、河村委員の御発言には賛成です。

ただ、技術的なところではなくて、例えば既存不適格の問題だとか、法律に関する、輸入に関する話とか、そういったところに関して小手先のことで全部済まされてしまったら

困るなというのが少し頭によぎったのですが、この文章にはフォローアップということをしかり書いてありますので、それに対応できるかなと思いますので、私はこれで結構だと思います。

以上です。

○中川委員長 ありがとうございます。

今、事務局から御提案のあった2点は、これで大体、意見交換が済んだと思いますが、ほかにいかがでしょうか。

では、澁谷委員、お願いします。

○澁谷委員 澁谷です。

この文書に資料をいろいろつけていただくことになるとは思いますけれども、資料のリストの中にはないような気がするのですが、広報するためにビデオをつくったり、喉頭、喉のペーパークラフトの模型を提案したり、そういう実際の成果物のリストもちょっと載せていただくと、実際にはビデオも随分役に立っていると思います。今でもそれはもちろん出せるわけですので、それをぜひつけていただきたいなと思います。

以上です。

○中川委員長 ありがとうございます。

今のは、例えば資料3の調査案件一覧というところの中で、報告書に入れるわけじゃなくて、これはリストを書くのですね。

○担当補佐 事故が発生して、選定して、調査してという一覧をつけるようなイメージでおりました。

○中川委員長 その成果物として、報告書以外に先ほど澁谷委員がおっしゃったようなものもあるときは、ここに書いていくという感じでいいですか。ありがとうございます。

水流委員、お願いします。

○水流委員 今のことに絡んでですけども、澁谷委員が指摘された内容というのは、発信力という言葉のリストが2つあるのですね。発信力の強化とか発信力強化の考え方とかありますけれども、発信したものに該当するのではないかと思うので、調査案件の中でこういうものをつくりましたというものも必要なのですけれども、公的に世の中に対して発信したものの内容、いろいろつくったと思いますが、そういったものを例示というのも、1つの成果物というか、皆さんが使えるもの、利用できるものとして、こういうものを出しましたという形のものがあったらいいのではないかという御提案なのかなと思いました。

以上です。

○中川委員長 ありがとうございます。

そうすると、資料3の下から2番目の黒ポツの発信力強化の考え方以降の実績のところにも、先ほど調査案件の一覧で書いた発信の部分があれば、ここでも引用するということですね。

○水流委員 はい。

○中川委員長 その際、今、見ながら気になったのですが、発信力強化の考え方以降の取り方ですけども、記憶がたしかであれば、あの発信力を決定するちょっと前辺り

から、こういうことを始めたような気がするのですね。だから、厳密に「以降」としなくて、決定以降と切るのではなくて、その前辺りから少し入れてみてもいいのではないかと思いますので、そういう意味で広めに拾ったらいいかなと思います。

○担当補佐 分かりました。資料の整理の仕方については、検討させていただきます。

○中川委員長 ほか、いかがでしょうか。

河村委員、お願いします。

○河村委員 ありがとうございます。

1 ページ目のポンチ絵の右下に、今後委員会が取り扱う可能性のある事故類型が並んでいまして、本文で言うと補論のところがここにまとめられていると思うのですが、1つはこのタイトルなのですが、今後取り扱う可能性のある事故類型というのは、私はこの書き方は余り正しくないといえますか。書くとしたら、今後取り扱う可能性のある事故類型の傾向とか特徴ということでありまして、今までも当然取り扱ってきたものもあるし、今後はこれを取り扱いますと言っているような間違った読み方もできますので、社会的な傾向から、こういう事故類型の特徴とか傾向を挙げてみましたということが伝わるようにしたほうが良いと思います。

もう一つは、これも最初から気になっていたのですが、補論の1ポツで、ポンチ絵で言うと、一番最初の要配慮者の行動時や消費者の利用時の事故。今に始まったことじゃないので、すごく抵抗があるのですが、特に要配慮者のことについては、特にSDGsもありますから、ここに書くという傾向や高齢化社会のこともあるのですが、消費者事故とって、皆さんすぐ製品事故のことだと思う方も多と思いますし、この事故調査機関はもっと広いところを見ているのですが、消費者の利用時の事故は典型的なことだと思います。ここは、要配慮者の行動時や利用時のことを書いているのか、要配慮者並びに消費者の利用時の事故をこれから取り扱う可能性があるとわざわざ書いているのでしょうか。まずは質問です。

○中川委員長 後者の質問について事務局からお答えは可能ですか。

○担当補佐 ここでは、委員おっしゃったように、消費者の行動時や利用に着目していくことも必要じゃないかということと、その中には、特に要配慮者については別の視点も必要ではないかということで書かせていただいたのですが、今、御指摘のあったように、それ自体はこれまでも取り組んできた消費者事故そのものでありますので、表現の修正をちょっと検討させていただくようにいたします。

○中川委員長 河村委員、お願いします。

○河村委員 ありがとうございます。もし可能性のある事故類型の傾向とか特徴ということで書くのであれば、要配慮者というところで書いたほうが納得感はあるかもしれないと思います。一般消費者の利用時というのは、大前提の消費者事故の典型のようなものだと思います。

もう一つ、どこというのではないのですが、一番最初に誤使用という言葉について申し上げたいのです。誤使用に目を向ける、誤使用の予見可能なものというのは、私たちから見ると何回もずっと聞いてきた言葉であるわけですが、今、新しい傾向として、予見可能な誤使用ではなくて、予見可能な使用と言う傾向があります。Guide 51 の合

理的に予見可能な誤使用の定義にも注記の2として、合理的に予見可能な使用、「誤」ではなくて、つくった人が意図した使用じゃないけれども、予見できる使用の中にいわゆる誤使用と言いたくなるものも入ってくるという意味で、わざわざ「誤」をつけない傾向が出ています。

ですので、どこか最初に出てくるところに注記でもつけて、Guide 51の3.7の注記2を見ていただいて、合理的に予見可能な使用という言葉を使うことが増えているということを追記したらいいのではないかなと思います。

以上です。

○中川委員長 ありがとうございます。それは重要なところですので、報告書のどこか最初のほうで。

○担当補佐 本文の中の在り方検討会の項だったと思いますけれども、そのような記載がありますので、そこに注記として記載させていただくようにいたします。

○中川委員長 それから、河村委員が最初におっしゃった、資料1の最後の今後消費者安全調査委員会に求められる役割・機能というところに書かれていることは、もう既に始まっているんじゃないかというのはおっしゃるとおりです。どう書くかですが、そうすると、第6期からはじめてやることでは全然なく、既にこうなっていますよということを第6期に伝えるということですので、現在の消費者安全調査委員会に求められる役割なのですかね。それを、まさに10周年の今の段階で切り取ると、ここまでやっているのだから、それを第6期の人に伝えますということですかね。河村委員、いかがでしょう。

○河村委員 私は「求められる」でいいと思うのです。強化、拡大・深化、強化と書いてありますから、今やっていることをより強化するという意味に取れるので、ポンチ絵で言うと下左側はいいのではないかと思うのですが、右側の今後委員会が取り扱う可能性のある事故類型というタイトルそのものがとても気になるので、今の社会情勢から見て、こういう傾向が強まるのではないかと思っていますということが伝わるようにしたらどうかということです。

○中川委員長 分かりました。右側の丸いほうのタイトルですね。

○河村委員 はい。あと、補論で言うと、補論にも全く同じことが書かれていますので。

○中川委員長 本文の補論ですね。今後委員会が、どうしましょう。事故の傾向かな。分かりました。少し考えてみます。

○河村委員 いずれにしても、何か引っかかるものがあるので、今後取り扱う可能性のある事故類型という書き方は、明らかに誤解を招くと思うので、よりこういう傾向が強まるのではないかということが分かるタイトル、書き方にしてくださいということです。

○中川委員長 今後の事故の傾向とか、そんな感じですかね。取り扱うとか、そういう言葉が余計なのかもしれません。

ほか、いかがでしょう。

水流委員、お願いします。

○水流委員 今のところですけども、見出しの中の太字の部分だと思うのです。多分、社会変化に伴って重視される事故要因とか、社会の変化に伴って対応を要求される事故類型のような形なのかなと思いました。

その上のブルーの枠組みのところについては、「今後」から括弧までが不要ということ
でよろしいのですね。

○中川委員長 どうでしょうか。第6期以降に求められるという、これまでなかった
ような感じもするので、あえてここに書かない。

○水流委員 ブルーの括弧の前までは全部取ってしまってもいいのかなと。

○中川委員長 消費者安全調査委員会に求められる役割・機能ですかね。これはタイトルの
問題ですので、また考えてみましょう。

ほか、いかがでしょうか。

そろそろ時間になってきたので、1つ、私のほうから確認させていただきたいことがあ
るのですが、よく話題になる、調査に時間がかかっているのではないかということに対す
る、私たちの評価が何なのかということです。これについては。

○担当補佐 通し6から7ページ。

○中川委員長 我々のこの報告書では、平均すると19か月。ただ、短いものと長いもの
がある。それを平均すると19か月なのだけれども、通しの6ページですけれども、短い
ものがあって、長いものは長かったのだけれども、それなりの理由があった。実験等の関
係ですね。そうすると、一律に短くするのはなかなか難しいだろう。とはいえ、短いほう
がいいに決まっていることはたしかなので、いろいろ努力して、最近は長くても1年半と
いう形で実現できているという形で評価をまとめておりますけれども、これはこれでよろ
しいでしょうか。それとも、もっと一層踏み込むべきだという御意見はあるでしょうか。

結局、事案によるので、なかなか一概に言えませんという悩ましい課題ですね。もちろ
ん事務局の体制というのものもあるかもしれませんが、大きいのは、1つは事案の性格がすご
く左右して、物によっては24か月ですか、物すごく長くなるものもあったということだ
るので、それが全体の平均値を引き上げることにもなるわけです。

小川委員、お願いします。

○小川委員 小川です。

この3つのうち、エレベーターとエスカレーターは、設立されてすぐに始めた事案だっ
たと思うのです。それで、調査をどういうふうな議論をやっていくかということが、委員
会の中で設立された当時は確立されていない部分があって、右往左往した部分が私自身は
あるのかなと感じています。チャイルドレジスタンスのほうは、大分、形ができてきた後
ですけれども、最初のエスカレーターとエレベーターは体制をつくりながらやっていたと
いう印象もあります。それは、皆さん、そう思われるのであれば、そういったことも理由
に挙げてもいいのかなと思います。いかがでしょうか。

以上です。

○中川委員長 いかがでしょうか。当時からいらっしゃった方。私もいましたけれども、
確かに大混乱の中、やっていたような。部会と委員会の役割分担もよく分からないとい
うので、本当に混乱しながらやっていたので、それだけでも非常に時間がかかっていたよ
うな気がしますので、ある意味外れ値かもしれません。

河村委員、お願いします。

○河村委員 今、小川委員がおっしゃったことは特に反対するものではないです。

お聞きしたいのは、今、委員長がお尋ねになっているのは、どこの書き方がこのままでいいかということなのでしょう。

○中川委員長 全体のトーンです。要するに、仕方なかったんだというトーンになっているわけですが、これでいいのかということです。

○河村委員 長い事例のところの書き方。

○中川委員長 今の小川委員の御指摘を踏まえるならば、とりわけこの最初の2件は組織をつくったばかりのときなので、これはある意味、統計値としては余り使うべきじゃない。平均値を出すときにこれを外すということもあっていいのではないか。そこまでおっしゃらなかったけれども、そういう意味かなと私、受け取りました。そういう事情も書き込むということだと、ますます仕方なかったというトーンが強くなるわけですが、よろしいかということです。

○河村委員 平均から外すのは、私はやめたほうがいいと思いますが、何かそういう一言を加えてもいいかもしれません。

○中川委員長 諦めているわけじゃなくて、でも、早いにこしたことはないわけですから、それは当たり前なので努力は続けるのだけれども、とはいえ、長くなることは今後もあり得ますねという感じで、一律に、例えば1年を切るように頑張りますという目標を立てることはしないということになると思いますが。

持丸委員、お願いします。

○持丸委員、遅れて来てすみません。私も最初から参加しておりましたので、小川先生のおっしゃるとおりです。やり方も分からない中でやったところもあるので、エクスキューズは加えてもいいかもしれませんが、逆を返すと、この2件、すごく現場主義だったので。現物までなかなか確認できないエレベーターを確認したりして、かなり苦労したことがあって、先に警察が入っていたりして、現物が相当後になって部分的にしか見れないということもありましたし、エスカレーターは私の研究センターで請け負っていたところもあって、シミュレーションのためにベルトの摩擦係数を計りに行ったり、相当凝ったことをやったりしていました。

何を申し上げたいかという、混乱していたこともさることながら、しっかり現地・現場でやった事例であることも大事なのかな。時には長くなってもしっかりやりますよというのは、私はあってもいいのではないかなと思っております。私の意見です。

○中川委員長 ありがとうございます。

河村委員、お願いします。

○河村委員 私も持丸委員おっしゃったように、発信力強化のときにスピードの話も出て、そのときも言ったと思うのですが、すごく丁寧にやって、結果、長いものがある一方で、もっと短い期間でできるものもあるというメリハリがあってもいいのかなと思いますので、短ければいいというものではないと思います。報告書が納得のいくような良いものであれば、社会のほうもなるほどと思っただけ。それだけの調査ができて報告書が書けるかということにかかっているような気がします。

それにしても、件数が余りにも少ないとあれですので、今さら書き込めないかもしれませんが、課題ということであれば、最初のときに少し混乱したというのがありましたけれ

ども、最初に調査の計画を立てたり、調査設計をするときに、視点が今までの経験に基づいて、この事故はこういうふうに調査していくというところが初期の段階で固まることで予定が立てられていくとか、考えながら走っていくと、またどんどん軌道修正することになるので、考え方が定まっていくことによって、丁寧なのだけれども、短くできるかもしれないし、そういう知見の積み上げとリソースの手厚さと、めり張りをつけることを組み合わせさせてやっていけたらいいのではないかなと思います。

あと、もう一点だけ。すみません、今、気がついて、ちょっと気になったのが、通し7ページの課題等の最初の「報告書について質的な点での指摘を受けたことはない」と認識している」という一文がよく分からないというよりも、指摘をどこから受けることを受けたと言うのか。ちょっとこの書き方はどうなのかなと思いました。量的な面を書くのはさんざん言われていますし、いいのですけれども、指摘はないと認識しているというのでよろしいのでしょうか。わざわざ書くことなのでしょうかと。

○中川委員長 ありがとうございます。そこは、お尋ねしたかったもう一点のところなのですけれども、5ページ、通しだと7ページですね。量的な話はしていたのですけれども、クオリティーはどうかというところも、自己評価なのだから書かなきゃいけないのではないかと、こういう一文はあってしかるべきじゃないかと思っていたのですが、なくても大丈夫ですか。量のことばかり言っているけれども、肝心なのは内容でしょうという指摘もあり得るのではないかと思います、質に関して何か一言あってもいいのではないかと書いて書き加えてもらったのですが、これが必要かどうかということをお尋ねしたかったのです。

まず、澁谷委員、お願いします。

○澁谷委員 澁谷です。

私は要らないと思います。この報告書について質的な指摘を受けたことはないというのは、我々が言わなくてもいいと思いますので、削ってもいいと思います。

○中川委員長 ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。

水流委員ですか、お願いします。

○水流委員 先ほどの長さの件なのですけれども、もともと22件しかなく、外れ値に近いような初期駆動のときの組織構成とかやり方を定めていくための期間もあり、また重大なものであったということも含めると、平均そのものを出していることはすごく誤解を生むかなと思うところがあります。後ろの資料のほうにでも、22件しかないので、一件一件の期間をヒストグラムにさせていただいて、その上で、実験があったとか、現地調査に入ったというファクターをその性質のところに書くか、色分けするか等してさせていただいて、期間に関する全貌のグラフを作っていた上で、本文の中では、平均値を出すことについて余り意味がないような気がする。

出すのであれば、そういった実験であるとか、様々な時間のかかることは必要であったものの、案件の平均値とそれ以外のものの平均値ぐらいに分けて、最初の2件についてはまた性質が異なるという形で書くほうが真実なのではないかなと思いました。

以上です。

○中川委員長 ありがとうございます。

2つのお話になります。まず、質のほうですけれども、今、澁谷委員のほうから要らないのではないか、自分で言うことではないという御指摘がございました。といて、この御指摘に皆さん、そうだなということであれば外したいと思いますが、いかがでしょうか。よろしいですか。では、これはトルにしましょう。量的なことだけ書くことにいたします。

2番目です。量的なことで、まず平均値の話ですね。分布を見ない単なる平均値は統計的には意味がないというのは、統計を知っている人にとっては当たり前のことなわけけれども、平均値はどうかということはず問われることなわけですね。だから、平均値は書かざるを得ない、多分そういう意識で書かれたのかなと思っているのですが、ヒストグラムがあったほうがいいのかというのは、私は前から言っていたことなので、平均値ではなくて全体の分布、それから要素に合わせてグルーピングしてというのは、22しかないから、そこまでする必要はあるのかなという気もしますが、全部挙げてもいいぐらいですけれどもね。少しそういう書き加えをしましょうか。一個一個挙げてもいいぐらいかもしれませぬね。これが何か月、何か月と。

平均値はどうしても求められると思いますので、そうすると全体の単純平均。それから、最初の2件はいろいろな意味で例外だと思えます。それを外すと何か月になるのかという2つの平均値ぐらいは書いてもいいのかもしれませんが。外しても変わらないのだったら、長いかなという気がします。

○担当補佐 今おっしゃったのは、本文のほうに追記する意味合いでしょうか。

○中川委員長 本文です。

その上で、でも、引き続き努力はしていますよというのは書いているのでしたか。仕方ないと諦めているわけでは全然ありませんという。それがもしかして、ないかな。原因は書いてあるけれども、原因調査はしているけれども、対策は書いていないかもしれません。そこは御意見ありましたので、もう少し書き加えるようにしましょうか。別にこれでいいと思っているわけじゃない。ノウハウもたまってきているので、できるだけ早くというのは常に考えていることだと書き加えるようにしましょう。通しの8ページの(4)の上ぐらいですか、課題等の最後ですか。

ほか、いかがでしょうか。全体を通して、現時点ではよろしいでしょうか。

○担当補佐 委員長、すみません。先ほど御指摘のあった、調査期間を事案ごとに記載するということがありますが、例えば参考資料の調査案件の一覧のほうに整理させていただくということではいかがでしょうか。

○中川委員長 ヒストグラム、要りますか。そこまでしなくても、22件で、しかも2件外してしまうと20しかないということなので、それはちょっと相談していただけますか。

○担当補佐 分かりました。そうしましたら、本文のほうには、特に調査期間が長かったエスカレーターとエレベーターの事案は、特に設立当初の中であったので、それを除くと同じになるという書き方を。

○中川委員長 設立当初、それが大きいと思います。もちろん、事案的にもいろいろな調査をしたというのはあるわけですけれども、調査したから外すというのはちょっとよろしくないと思います。設立当初というのがあってと思います。

澁谷委員、お願いします。

○澁谷委員 ここに載せるかどうかは別にして、実際に初期の、例えば3年間とか5年間に取り上げた事例と、後半のものとの期間が違うのかとか、実験のあるものとなないもので期間が違うのかというのをちょっと出して見て、それで本当にそういうことが言えるのかどうかというのを確かめてみたらどうでしょうか。

○中川委員長 御提案ありがとうございます。

ほかはよろしいですか。

では、いただいた御意見を踏まえて修正して、来月9月の委員会で最終決定を目指したいと思っております。それまでもいろいろ問合せが事務局から行くと思いますけれども、どうぞよろしく願いいたします。それに併せて、また来月、メッセージ文を作りますので、そのときまた御審議をよろしく願いいたします。ありがとうございました。

それでは、事務局におかれても、そのように作業をお願いいたします。

なお、会議の公開はここまでとなります。記者の方、カメラの方は御退室をお願いいたします。

3. 個別事案について

(1) 選定事案

- 「トランポリンパーク等での事故」について、消費者と施設事業者向けに報告書の内容を平易に伝えるための動画の政策について事務局から説明があり、動画制作を進めることとした。
- 「学校の施設又は設備による事故等」について、報告書案について事務局から説明があり、これを基に審議を行った。

(2) 申出事案

- 申出のあった個別事案については、選定・不選定決定済みの445件を除く43件と6月、7月に申出のあった4件の計47件について検討し、調査委員会では、次の通り決定した。
 - ・引き続き情報収集を行う 42件
 - ・調査等を行わない 4件
 - ・すでに調査中のため、選定をしない 1件

4. 閉会

文責：消費者庁事故調査室